

● 第 1 章 ●

指針改定の趣旨

本県では、2008年（平成20年）3月に改定した「岐阜県人権施策推進指針」に基づき、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う^{*}力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進を重点対策の一つとして位置づけ、総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

また、2009年（平成21年）3月に平成21年度から10年間の県政の方向性を定め、策定された岐阜県の長期構想を踏まえるとともに、分野別施策については、県の各分野と連携を取りながら、施策を進めてきました。

最近、私たちの周りでは、少子高齢化の進展や世帯構造の変化により高齢世帯や単独世帯などが増加するとともに、家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下とも相まって、将来への不安や孤立死に象徴される様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。

また、学校でのいじめや女性・子ども・高齢者・障がい者など社会的弱者に対する暴行・虐待の増加をはじめ、インターネットの急速な普及に伴う個人情報の流出や匿名性を悪用した人権侵害などが、非常に深刻な問題となっています。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において示された多くの国民の行動力は、「人を思いやる心」、「人と人とのつながりの大切さ」に改めて気づききっかけとなり、日々の生活において心の豊かさがより重視されるようになりました。

こうした機運が確かなものになるよう、県民一人ひとりが「よく生き合う力」をはぐくむことのできる人権教育・人権啓発の推進がより求められています。

この度の改定は、岐阜県人権懇話会^{*}や人権に関する県民意識調査及びパブリック・コメント^{*}をはじめ、県民の皆さんのご意見を反映し、これまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、平成25年度からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示すものです。